

「JKビジネス」の営業実態等の調査結果(令和5年12月末)

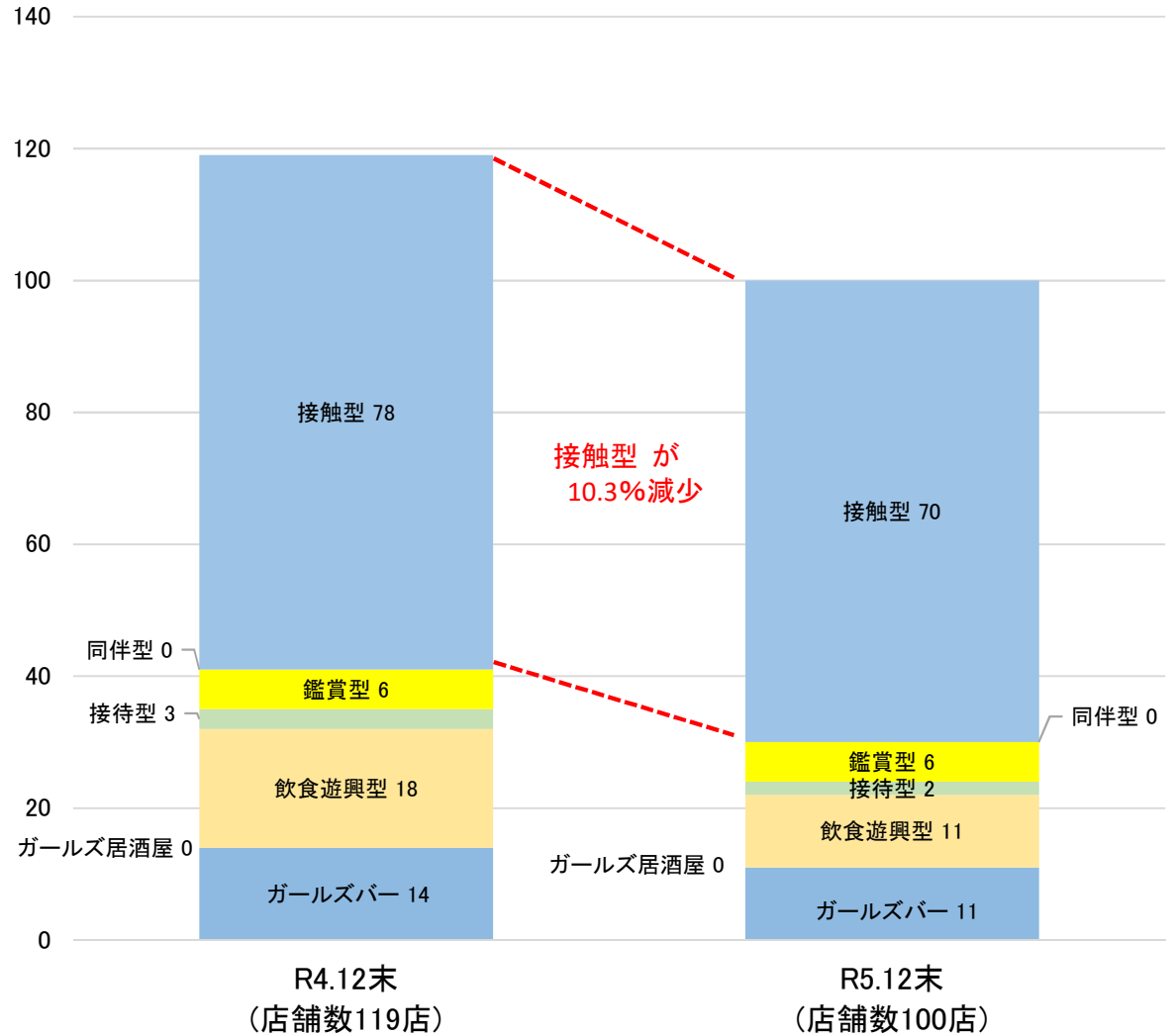
1 「JKビジネス」店の実態把握

(1) 「JKビジネス」店数

	店舗型	無店舗型	計
接触型	26	44	70
同伴型	0	0	0
鑑賞型	6 (うち撮影1)	0	6 (うち撮影1)
接待型	2	0	2
飲食遊興型	11		11
ガールズ居酒屋	0		0
ガールズバー	11		11
計	56	44	100

※ 複数の営業形態を持つ店については、主たる営業で分類している。

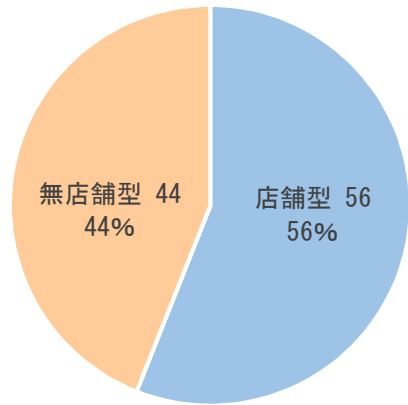
令和4年12月末との増減比較



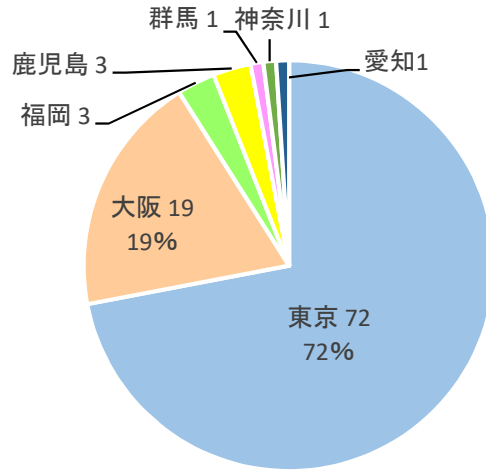
- 令和5年12月末現在、都道府県警察において把握した「JKビジネス」店は100であった(令和4年12月末時点と比較して19(16%)減少)。
- 接触型が70で最も多く全体の70パーセントを占めている(令和4年12月末と比較して8(10.3%)減少)。

「JKビジネス」の営業実態等の調査結果(令和5年12月末)

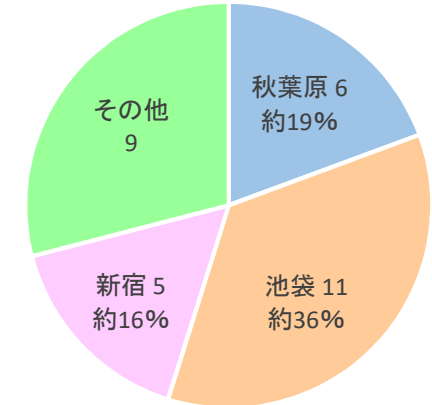
店舗・無店舗型別



地域別



東京都内の地域別(店舗型)

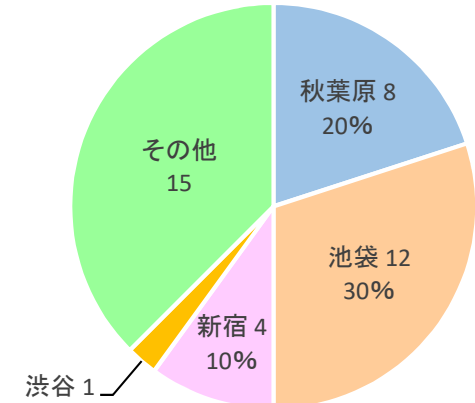
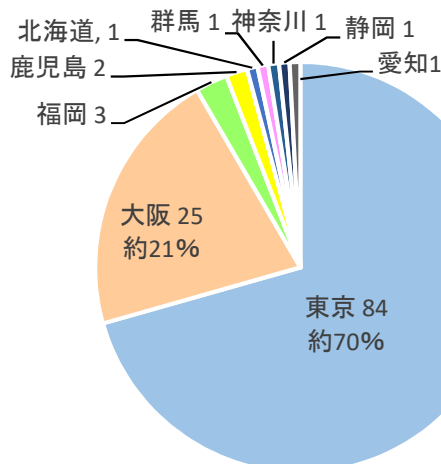
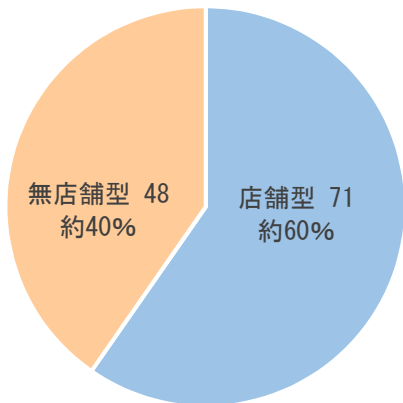


※ 複数の営業形態を持つ店については、主たる営業で分類している。

※ 東京都の72には都条例上いわゆる「JKビジネス」店に該当しない店舗型・無店舗型性風俗特殊営業42を含む

- 店舗型が全体の約6割を占めている。
- 地域別では、東京都が72で全体の約7割を占め、大阪府が19で全体の約2割を占めている。
- 秋葉原地区、池袋地区及び新宿地区で、東京都全体の店舗型の7割、全国の約4割を占めている。

【令和4年12月末の状況】



※ 東京都の84には都条例上いわゆる「JKビジネス」店に該当しない店舗型・無店舗型性風俗特殊営業42を含む

本調査の対象とする営業形態について

本調査の対象は、次のとおり。

- 児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、「JK」、「高校生」、「制服」、「体操服」、「スクール水着」等の文字、数字、その他の記号、映像、写真若しくは絵を営業所の名称若しくは広告若しくは宣伝に用いているもの又は児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、学校において着用する生徒制服又は体操着を客に接する業務に従事する者が着用するもの(①～⑤)
- 児童に関する性的好奇心をそそるおそれがあるもの(①～⑤)
- ⑥及び⑦の形態の営業

(留意点)

※ 映像、写真若しくは絵とは、学校において着用する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものをいう。

※ 店舗型とは、営業所や待機室を設けて役務を提供する形態及び従業員を客先に派遣する形態の営業をいう。

※ 無店舗型とは、役務を提供する営業所を設けずに、従業員を客先に派遣して行う形態の営業をいう。

形 態	概 要
① 接触型	○ 従業員をして専ら客の身体のマッサージや添い寝、ハンドマッサージ、肩もみ、体を洗う等のサービスや、体を触らせるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「 リフレ 」)
② 同伴型	○ 従業員をして専ら客にデート等のサービスを提供する形態の営業(いわゆる「 散歩 」)
③ 鑑賞型	○ 見学: 直接又はマジックミラー越しに従業員の姿態を見せるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「 見学 」) ○ 撮影: 個室又は屋外等において、主に従業員の姿態を撮影させるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「 撮影 」)
④ 接待型	○ 従業員をして会話等のサービスを提供する形態の営業(いわゆる「 コミュニケーション 」) なお、サービスの例としては、会話、占い、カウンセリング、ゲーム等又はこれらを複合したサービス(添い寝、腕枕、ハグ、全身マッサージ等の客に接触し、又は接触させるサービスを除く。)が該当
⑤ 飲食遊興型	○ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で、カウンター席やテーブル席を設置した店内において、飲食物(酒類を含む。)等を提供する形態の営業(いわゆる「 喫茶 」)
⑥ ガールズ居酒屋	○ 設備を設けて客に飲食させる営業で従業員に水着、下着、学校において着用する生徒制服又は体操着を着用させ、パフォーマンスつきでメニュー注文を受けさせたり、酒肴を運んだ際に客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業
⑦ ガールズバー	○ 設備を設けて客に飲食させる営業で、カウンター席が設置され、従業員に水着、下着、学校において着用する生徒制服又は体操着を着用させ、カウンター越しに接客して酒類等を提供するショットバー形態の営業